

## 好事例紹介

### ～ 凶悪事件発生後、積極的なパトロールにより住民の不安解消に貢献 ～

昨年11月、12月、前橋市内にて高齢者を狙った凶悪事件が連続して発生したことで、地域住民の間には大変な不安感が広がっていました。

そうした状況の中、市内の青色防犯パトロール団体や地域の方々が、防犯パトロール活動を連日のように行い、こうした地域に密着した防犯活動は、地域住民にとって、とても心強い存在であったと思います。

また、その後の犯罪抑止や防犯意識の高まりにも大変効果がありました。

類似事例をお持ちの団体もあるかと思います。好事例として紹介したいと思いますので、是非、警察にもご連絡ください。



## 「春」の防犯パトロールをお願いします

- ◆ 入学・就職等の節目であるこの時期、通学や新生活に慣れていない子どもたちはもちろん、大人も注意散漫になりがちです。地域の子もたちが事故や事件に巻き込まれないよう、いつも以上に意識し、子どもたちの安全を見守っていただくようお願いいたします。
- ◆ 気候が良くなってくると、犯罪の発生も増えてくる傾向にあります。「地域の安全は地域で守る」を合言葉に、青色防犯パトロールによる見せる活動を行い、住民の自主防犯意識を高めていきましょう。



ご協力よろしくお願ひいたします。

## 各種変更の際は、警察への申請が必要です

### ● 団体代表者の変更の場合

「証明書記載事項変更申請書」(様式第10号)の提出が必要です。

新しい代表者の「誓約書」(様式第4号)と団体宛に交付されているすべての証明書・標章を添付し、管轄する警察へ提出してください。

### ● 所属団体を変更する場合

実施者証をお持ちの方で、職場異動や転居等により所属団体を変更したり、活動を中止する場合は、警察への申請と実施者証の返納が必要となります。

所属する青パト団体事務局へ連絡して手続きをしてください。

※ 様式は、県警ホームページからもダウンロードできます。トップページのキーワード検索に「青パト」と入力して検索してください。

### ● 活動に使用する車両の変更

a. 使用しなくなる車両は、「使用自動車削減申請書」(様式第12号)の提出が必要です。

交付されている証明書・標章を添付し、管轄する警察署へ提出してください。申請のないままでは、車両の譲渡・廃車をすることはできません。

b. 新しく使用する車両は、「使用自動車追加申請書」(様式第11号)の提出が必要です。

申請様式に記載された添付書類とともに、管轄する警察署へ提出してください。交付された証明書を陸運局等へ示し車検証に「自主防犯活動用自動車」の記載が済んでから活動に使用することができます。

**警察から交付された「証明書」「標章」「実施者証」は、大切に保管してください。**

県警ではホームページや「上州くん安全安心メール」で不審者情報や防犯情報、交通安全情報等を掲載、配信しています。是非、防犯活動にご活用ください。 ※県警ホームページアドレス <http://www.police.pref.gunma.jp>

※上州くん安全安心メールの登録は「josyu@sg-m.jp」へ空メールを送り返信されたメール内容に従って登録してください。